

「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
事業所番号（０１９４７００８３７）

当施設はご利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

１．ご利用施設	１
２．居室の概要	１
３．従業者の配置状況	１
４．当施設が提供するサービスと利用料金	４
５．施設を退所していただく場合（契約の終了について）	５
６．身元引受人	７
７．感染症対策について	７
８．虐待の防止について	８
９．身体拘束の廃止について	８
１０．事故発生時の対応及び賠償責任について	９
１１．非常災害対策と地域との連携について	９
１２．苦情の受付について	９

1. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (2) 施設の名称 広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑
- (3) 施設の所在地 広尾町公園通南4丁目5番地
- (4) 電話番号 01558-2-2127
- (5) 設置経営主体 広尾町
- (6) 当施設の運営方針 入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとする。
- (7) 開設年月 昭和56年8月3日 事業形態変更：令和7年8月1日
- (8) 入所定員 29人

2. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	29室	ユニット型、全室見守りセンサー設置
共同生活室	2室	
浴室	3室	特殊機械浴室(1)・個人浴室(2)
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 従業者の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する従業者として、以下の職種の従業者を配置しています。

〈主な従業者の配置状況〉※従業者の配置については、指定基準を遵守しています。

広尾町短期入所生活介護事業所と合算

職 種	常勤換算	指定基準
1. 所長（管理者）	1	1名
2. 介護職員	10以上	10名

3. 看護職員	2 以上	
4. 生活相談員	1 以上	1 名
5. 機能訓練指導員	1 (看護職員と兼務)	1 名
6. 介護支援専門員	1	1 名
7. 医師 (嘱託医)	(1)	(1) 名
8. 管理栄養士・栄養士	1	1 名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤 務 体 制
1. 医師	月 1 回水曜日 定期検診
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早出： 7：00～15：45 遅出： 9：45～18：30 夜勤：16：00～ 9：30
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 早出： 7：30～16：15 1 名 日勤： 8：30～17：15 1 名 遅出： 9：30～18：15 1 名
4. 機能訓練指導員	同 上

○介護又は看護職員は、昼間については1ユニットごとに常時1人以上、夜間及び深夜については2ユニットごとに1人以上を毎日配置しています。

○ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しています。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条、第7条参照）＊

以下のサービスについては、負担割合に応じて介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設ではご利用者の自立支援のための食事摂取にかかる援助を行ないます。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食： 8：00～ 昼食：11：30～ 夕食：17：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金＞

（1）介護保険制度給付対象サービス

- ・当施設の利用に伴う利用料金については、別紙、「利用料金表」のとおりとなります。
- ・介護保険制度の介護報酬改定などにより、介護報酬額に変更があった場合、変更された額にあわせて負担額が変更となります。
- ・基本サービス費のほか、各種加算算定の変更があった場合においても、自己負担額が変更となることがあります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第7条第2項参照）＊

以下のサービスで①と②と③については利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。（別紙、利用料金表のとおり）

☆介護保険負担限度額認定証の発行を受けていない方（第4段階）につきましては、全額自己負担となります。

☆個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となります。

②滞在に要する費用（居住費）

この施設に滞在されるにあたり、居住費をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額のご負担となります。（別紙、利用料金表のとおり）

☆外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、6日目まで上記、居住費が発生します。（負担限度額証を持っている方はその認定証に記載された金額）

③理髪

[理髪サービス]

月に1回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円

④預かり金等の管理費

ご利用者の希望により、預かり金等の管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金、現金

○お預かりするもの：上記現金、預貯金通帳と金融機関届出印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：所長

○料金：月額1,000円、ただし月途中で入退所した場合は、1日30円の日割り

⑤テレビの貸出費用：月額600円、ただし月途中で入退所した場合は、1日20円の日割り

また、移転時当初から使用している利用者に関しては300円、ただし月途中で入退所した場合は、1日10円の日割り

⑥持ち込み家電電気料：月額600円、ただし月途中で入退所した場合は、1日20円の日割り

⑦町外通院及び入退院介助：介助する従業者数と距離に応じた燃料費（1キロにつき30円）の合算

1回介助する従業者1名につき2,000円、ただし2名以上が同時に利用する場合、利用人数で除する。

⑧レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動をする行う場合、材料代等の実費はご負担して頂く場合があります。

⑨日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等は利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません(医療機関等への入院時は除く)。

⑩洗濯

必要に応じて衣類等の洗濯は施設で行ないますが、施設で洗濯することが出来ないものは、クリーニング業者に委託した費用は実費負担していただきます。

⑪契約書第 21 条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から、現実的に居室が明け渡された日までの期間に係る料金を負担していただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 7 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、指定する日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|---|
| ア. 金融機関窓口での納付書による支払い
イ. 指定金融機関からの口座引き落とし |
|---|

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	広尾町国民健康保険病院
所在地	広尾町公園通南 4 丁目 1 番地

5. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。(契約書第 14 条、第 15 条参照)

- | |
|---|
| ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。) |
|---|

⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合

→ 利用者が病院等に入院された場合の対応について＊（契約書第 20 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

金をご負担いただきます

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 19 条参照）

利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

6. 身元引受人（契約書第 22 条参照）

①当施設では契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしております。

②身元引受人とは、本重要事項説明書及び契約書における「契約者」とし、「契約者」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

③利用契約は終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）をご利用者自身引き取れない場合、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

④身元引受人は、民法458条の2に定める連帯保証人とします。

※入所契約締結時に身元引受人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

⑤前号④における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担することとします。

ロ) 連帯保証人の負担は、極度額 1,000,000 円を極度とします。

ハ) 連帯保証人は負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人は死亡したときに、確定するものとします。

二) 連帯保証人の請求があった時は、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務等に関する情報を提供しなければなりません。

7. 感染症対策について

事業者は、施設内で感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定し、従業者に周知しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修会を定期的に開催しています。
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための訓練(シュミレーション)を実施しています。
- (5) 感染症対策の担当者を配置しています。

感染対策に関する担当者	主任看護師
-------------	-------

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) ご利用者の尊厳の保持及び人格尊重に対する配慮を心がけながら、虐待の未然防止に努めます。
 - ・施設従業者が高齢者虐待防止法等の規定する養介護施設の従業者としての責務、適切な対応等を従業者に周知しています。
 - ・ご利用者及びそのご家族からの虐待等に係る相談に対しても適切に対応します。
 - ・定期的に虐待防止のための委員会や研修会を開催しています。
- (2) 万が一、虐待が発生した場合には、速やかに必要機関に連絡し、あらゆる調査等に協力します。
- (3) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を配置しています。

虐待防止に関する担当者	虐待防止委員会 委員長
-------------	-------------

9. 身体的拘束等の廃止について(契約書第9条3項)

事業者は、原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

<やむを得ない場合> ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。 ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防 止することができない場合に限ります。 ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、

直ちに身体拘束を解きます。

- (1) 身体的拘束等の廃止のための検討委員会を設置しています。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を策定し、従業者に周知しています。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的開催しています。
- (4) 身体的拘束等の適正化対応策を適切に実施するため、担当者を配置しています。

身体拘束等の廃止に関する担当者	身体拘束廃止委員会 委員長
-----------------	---------------

10. 事故発生時の対応及び賠償責任について（契約書第12条、13条参照）

ご利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- (1) 事故発生の防止のための委員会を設置しています。
- (2) 事故発生防止のための指針を策定し、従業者に周知しています。
- (3) 事故発生の防止のための研修会を定期的開催しています。
- (4) 事故発生防止等の措置を適切に実施するため、担当者を配置しています。

事故発生防止等に関する担当者	生活支援係長
----------------	--------

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保険名：介護保険・社会福祉事業者総合保険 補償の概要：施設事業者プラン（対人対物事故・管理財物に関する法律上の損害賠償・法律上の人格侵害に関する損害賠償など）
--

11. 非常災害対策と地域との連携について

事業者は、非常災害時において適切に対応するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

また、地域との交流が図れるよう努めます。

- (1) 施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策担当者（防火管理者）	所 長
----------------	-----

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知します。
- (3) できるだけ地域住民の参加が得られよう努め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (4) 施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民やボランティア団体等との交流を図ります。

12. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職名] 生活支援係長・生活相談員

○苦情受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広尾町役場保健福祉課	所在地 広尾町西4条7丁目1番地 電話番号・FAX 2-0172・2-6662 受付時間 8：30～17：15
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号 011-231-5161 受付時間 9：00～17：00

令和 年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に
に基づき重要事項の説明を行いました。

広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑

説明者職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福
祉施設入所者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者又は

住 所

契 約 者

氏 名

印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート平屋建

(2) 建築面積 1, 7 6 6. 1 5 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年4月1日指定

北海道指定 第0174700229号 定員1名

2. 従業者の配置状況

＜配置従業者の職種＞

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

2名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。(看護職員が兼務)

介護支援専門員…利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

医師…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。(嘱託医)

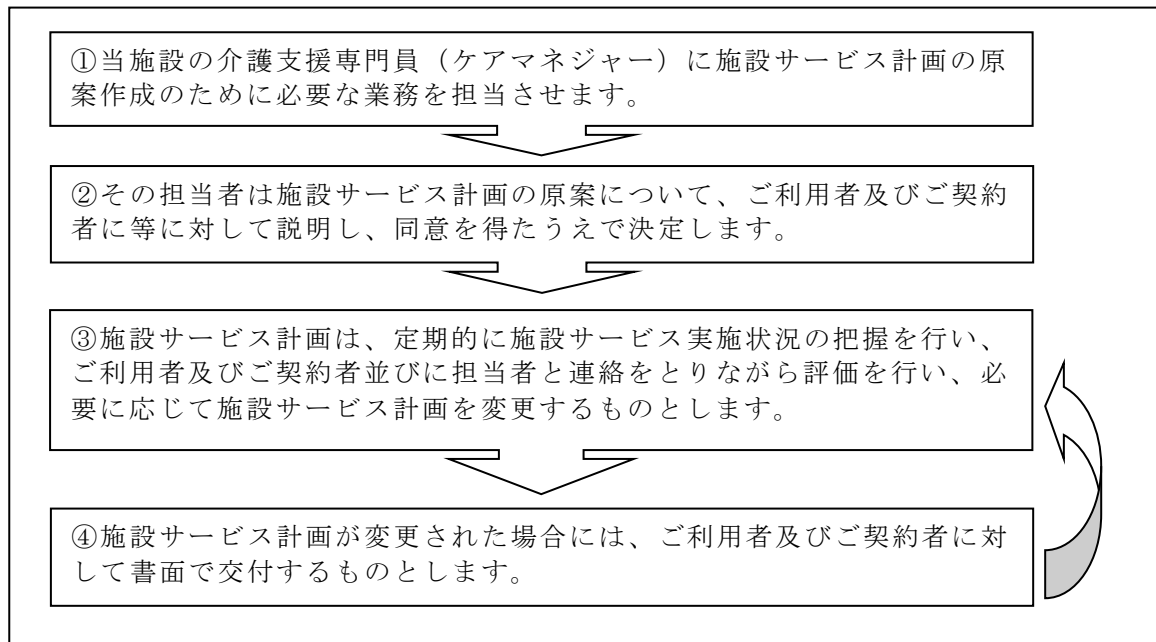
管理栄養士・栄養士…ご利用者のお食事の献立をつくります。

1名の管理栄養士(ユニット型短期入所生活介護と兼務)を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及び従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 9:00～18:00

※来訪者は、必ずその都度従業者に申し出、来所名簿に記入願います。

※なお、来訪される場合、飲食物の持ち込みをするときは、その都度従業者に申し出ていただきます。

※感染症拡大等の対策により、面会を制限させていただくことがあります。

(2) 外出・外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 4（2）に定める「食事の提供に要する費用」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の従業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

敷地内（施設内・外）全面禁煙です。ご協力ください。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービスご利用にあたっての禁止事項について

(1) 従業者に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

○パワーハラスメント例

- ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる等
- ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求等

○セクシャルハラスメント例

- ・必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話しをする、手を握る等

(3) 無断で従業者の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行なうこと。

(4) その他前各号に準ずる行為。

ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合はサービス中止や契約を解除する場合があります。